

水廻りの修理や工事、どこに頼めばよかったの？

<相談事例1>

トイレのタンクから水が漏れていたの、以前ポストに入っていたマグネット広告を見て業者に電話した。広告には、修理 5 千円からと書いてあったが、タンクと便器を交換しなければならぬと言われ、40 万円も請求された。

<相談事例2>

台所の水道栓から水が漏れていた。折込みチラシを見て業者にとりあえず見て欲しいと電話した。訪ねてきた業者にやってみなければわからないと言われ、見積りを出してもらえなかったが、早く直さなければと思い依頼した。気が付くと水道栓本体を交換されており、5 万 5 千円を請求された。

<助言>

作業前に原因や作業内容、費用の十分な説明を求め、納得がいかない場合はすぐに契約しないようにしましょう。作業後、事前に説明のなかった作業を請求された場合は、安易に支払わないようにしましょう。消費者から事業者へ訪問の要請をしたとしても、依頼した以外の修理や工事については、一定期間（8日間）内であれば、クーリング・オフによる解約や返金交渉ができる場合があります。まずは応急処置を頼むのもいいでしょう。

<解説>

トイレの詰まりや水漏れなどで緊急に修理が必要となったときに、マグネット広告や折込みチラシで広告している業者に修理を依頼して、サービスや料金についてトラブルになったという相談が寄せられています。「親切・丁寧・安心価格」「出張・見積もり0円」「24時間受付・緊急出動」「水漏れ修理 基本料金 3,000 円～」などの表示から、低料金で済むと思って修理を依頼したところ、思いがけない高額請求を受けたという相談もあります。

水廻りの修理や工事は、市指定業者が行うことになっており、依頼する時は市指定業者かどうかを確認しましょう。また複数社から見積もりを取り、工事内容や金額を十分に確認し、比較検討しましょう。

水漏れの応急処置は、止水栓や器具のバルブを閉めることで水は止まります。慌てずに自分でも対処できるよう、あらかじめ元栓や止水栓の位置と締め方を確認しておくことも大切です。

守口市では、家庭内排水設備や給水設備の修理や工事をする業者を指定しています。

- ・排水設備の修理・工事は、市排水設備指定工事店

（問い合わせ：市下水道部・下水管理課、電話 6992-1751）

- ・給水設備の修理・工事は、市指定給水装置工事事業者

（問い合わせ：市水道局、電話 6991-6777）